

事件番号 平成26年(ノ)第77号
損害賠償請求調停事件

申立人 吉田 益夫

相手方 有限会社銀徳 外1名

調停期日呼出状

平成27年1月15日

申立人 吉田 益夫 殿

和歌山簡易裁判所調停イ係C

裁判所書記官 山崎 智弘

直通電話073-428-9970

FAX番号073-422-4460



頭書の事件について、当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、出頭してください。

記

期日 平成27年2月25日(水) 午前10時00分

場所 当裁判所 簡易裁判所書記官室 (庁舎1階)

(注意事項)

やむを得ない場合を除き、必ず本人が出頭してください。

病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人(例えば親族や担当社員など)を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。

この事件に関係があると思われる書類等をお持ちでしたら、当日持参してください。

実情に沿った紛争解決ができるように、調停期日では、事件の実情やあなたの言い分を十分お聴きします。

平成22年6月から庁舎工事のため、駐車場はありません。